

処 分 基 準

令和3年3月3日作成

法 令 名 : 警備業法
根 拠 条 項 : 第49条第1項
処 分 の 概 要 : 警備業務に係る営業の停止命令
原権者 (委任先) : 宮城県公安委員会
法 令 の 定 め :
処 分 基 準 : 別紙「警備業法に基づく指示及び営業停止命令の基準」のとおり。
問 合 せ 先 : 警察本部生活安全企画課 (電話022-221-7171) 又は警察署生活安全課
備 考 :